

令和7年度第1回

中津川市総合教育会議 議事録

令和7年12月19日

中 津 川 市

令和7年度第1回中津川市総合教育会議 議事録

令和7年12月19日

1. 出席者は次のとおりである。

中津川市長 小栗 仁志
中津川市教育委員会
教育委員 田島 雅子
教育委員 三尾 和樹
教育委員（職務代理）橋本 あみる
教育委員 山本 亮
教育長 岩久 義和

2. 欠席者は次のとおりである。

無し

3. 説明のため出席した職員は次のとおりである。

総務部長 平野 浩司
総務部総務管財課長 内木 里志
教育委員会事務局長 伊藤 章示
教育委員会事務局教育次長兼学校教育課長 花田 成文
教育委員会事務局次長兼教育施設課長 丹羽 栄作
教育委員会事務局次長兼教育総務課長 森 秀美
教育委員会事務局主幹 伊藤 正仁
教育委員会事務局学校教育課指導主事 土本 貴幸
文化スポーツ部長 松井 嘉之
文化スポーツ部次長兼文化課長 中尾 まゆみ
文化スポーツ部生涯学習スポーツ課長 青木 美伸
文化スポーツ部主幹 渡邊 寿志
文化スポーツ部文化課主任 入曾 一樹

4. 議事経過は次のとおりである。(午後3時30分)

平野 総務 部長	<p>定刻となりましたので、これより令和7年度第1回中津川市総合教育会議を開会いたします。本日司会を務めさせていただきます、総務部長の平野でございます。よろしくお願いいたします。本日の会議は、報告事項2件、協議事項2件を予定しており、終了時刻は午後5時10分を予定しております。</p> <p>では、次第に沿って進めさせていただきます。最初に、小栗市長からご挨拶をお願いします。</p>
小栗市長	<p>本日は、師走の年末が押し迫った大変お忙しい中、令和7年度第1回中津川市総合教育会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。教育委員の皆様方、また教育委員会の方々、日頃、中津川市内の子どもたちのためにお力添えをいただいておりますことを感謝申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>この総合教育会議は、どこの自治体も開催しなければならないと決められた会議です。この総合教育会議を開催する目的は、市長と教育委員会がしっかりと相互に連携をとりながら、教育や文化等の総合的な施策について協議し、より一層教育行政を推進させていくことです。</p> <p>本日は、報告事項と協議事項が2件ずつ上がっております。今までの現状の報告と皆様方からご意見をいただきたい協議事項を限られた時間になりますが、皆様方には、忌憚のないご意見をいただければと思っております。</p> <p>本日午前中に定例記者会見があり、12月恒例の今年の重大ニュースを発表させていただきました。その中で、市長公約においても掲げている、子育てや子どもの教育へ徹底的に取り組んでいくことを1つ取り上げさせていただきました。中身としては、子育て、教育の支援を充実させていった1年で、具体的に言いますと、幼稚園、保育園、そしてこども園のICT化を行い、1月からスタートしました。また、4月には「第一期中津川市こども計画」を策定し、スタートしております。また8月には、30回目となった岐阜サマーサイエンススクールを開校できました。これにつきましては、末松安晴委員長をはじめ、講師として来ていただくノーベル賞受賞者の方々など本当に多くの科学者の皆様、中津川市までお越しいただき、これまでに3000名近い受講生の方がいて、継続していただいております。大変ありがたく思っております。また10月には、坂本の学校給食共同調理場が完成し、年明けの給食の提供に向けて、現在準備をしているところです。来年度も引き続き、子どもたちのためになる支援を続けてまいりたいと思っております。このことにつ</p>

いても、教育委員会の皆様方からご意見をいただければと思います。本日は限られた時間の中ですが、どうぞよろしく願いいたします。

平野 総務
部長 ありがとうございます。続きまして、岩久教育長からご挨拶をお願いいたします。

岩久 教育
長 令和7年度中津川市総合教育会議の開催にあたりまして、教育委員会並びに文化スポーツ部を代表して、ご挨拶を申し上げます。

小栗市長様には、大変ご多用にもかかわらず本会議を開催していただき、誠にありがとうございます。また日頃より、教育委員会、文化スポーツ部が行う諸事業、施策につきまして、深いご理解と厚いご支援を頂戴しておりますことに、感謝申し上げます。

委員の皆様には、今年も大変お忙しい年末にお集まりをいただき、ご出席に感謝を申し上げます。また皆様には、毎月の定例教育委員会、また園や学校などを訪問していただいた折、さらには社会教育、文化スポーツ関連の催しなどにご出席いただいた際に、貴重なご意見やご示唆を頂戴して、ありがとうございます。

さて、総合教育会議は、市並びに教育委員会が行う教育文化、スポーツに関する様々な施策について協議、調整する上で最も上位に位置する大切な会議です。本日は、「不登校児童・生徒の現状と今後の対策について」、「文化・スポーツ施設使用料の料金改定について」の2件について報告いたします。また、「放課後児童クラブ（学童）の現状と課題について」、「美術展開催事業について」の2件について協議をしていただきます。それぞれの立場から忌憚のないご意見を頂戴できると幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

平野 総務
部長 ありがとうございます。

それでは、会議に入らせていただきます。なお、この会議の議長は「中津川市総合教育会議設置要綱」第4条の規定により、市長が務めることとされており、それでは小栗市長、よろしく願いいたします。

小栗市長 それでは、要綱の定めにより、議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。会議につきまして、要綱第6条の規定により原則公開となっておりますが、個人の秘密を保つため、また会議の公正が害される恐れがあると認められるときは、非公開とすることができるとされており、

本日の報告事項及び協議事項につきましては、公開しない場合に当てはま

る内容は含まれておりませんので、すべて公開することといたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。報告事項の1つ目、「不登校児童・生徒の現状と今後の対策について」事務局より報告をお願いいたします。

土本 学校
教育課 指
導主事

昨年度、この会議で協議していただいた「不登校児童・生徒の現状と今後の対策について」説明いたします。

令和3年度から令和6年度までの市内小中学生の不登校児童生徒数をグラフにまとめました。けが、病気以外の欠席が1ヶ月に7日以上の子童生徒を不登校として算出しています。昨年度の総合教育会議では、11月までの不登校児童生徒数を示しました。その後の不登校児童生徒数についても、令和5年度の不登校児童生徒数より減少しています。

成果の要因として、次の5つの取組が挙げられます。1点目は、令和6年度、市内小中学校10校に校内教育支援センターを設置し、そのすべてに不登校対策指導助手を配置しました。2点目は、教育委員会に教育支援専門員を配置し、校長会への提案、定期的な学校訪問を行うことで、各校の取組の質の向上に努めてきました。3点目は、教育長訪問の際に、不登校対策についての説明を求め、各校の取組に対する評価や指導を行うなど、学校の継続的な取組をサポートしてきました。4点目は、令和5年度に指定した4校の研究発表会において、不登校対策の実践の成果を市内小中学校に広めることができました。5点目は、中津川市の校長会の内部組織である課題検討委員会において、令和6年度の年間課題を「不登校児童生徒の減少」と定め、校長会が教育委員会とがっちりタッグを組み、不登校対策に取り組んできました。

続いて、令和7年度の取組を紹介します。今年度は令和6年度の取組に加え、次の3点について取り組みました。1点目は、令和7年度、市内小中学校16校に校内教育支援センターを設置し、そのすべてに不登校対策指導助手を配置しました。また、教育委員会の不登校対策担当者が学校訪問をし、不登校対策の把握と助言をしました。2点目は、校内教育支援センターの目的や意図を深く理解できるよう、校内教育支援センター担当者の研修会を年2回開催し、支援の充実を図りました。本日も不登校対策指導助手を中心に35名が参加して、今年度2回目の研修会を実施しています。3点目は、市の教育支援センター、かやの木教室、あけぼの教室の担当者と各学校の校内教育支援センターの担当者が情報共有や実践交流の場を設けました。このことにより、「よりよいひとりだち」を目指した支援方法の広がりにつながりました。

続いて4ページをご覧ください。このグラフは、令和7年度を赤の太線で示しています。4月は前年同数でしたが、9月から10月については、前年同月を下回るという結果が出ており、これまでの取組の成果が少しずつ表れ始めています。このような成果を校長会や学校と共有しながら、今後も手を緩めることなく不登校対策に取り組んでいきます。

最後に、今後の不登校対策について説明します。今後も今年度同様、不登校対策専門員の配置を継続し、各学校の不登校支援体制のさらなる強化を図りたいと考えます。また、必要とする小中学校に、不登校対策指導助手の配置を継続します。また、今年度実施した校内教育支援センター担当者の研修会を継続し、実践交流を進めるとともに、各学校の効果的な取組を集約、蓄積していきます。さらに、校長会の課題検討委員会、教育委員会の担当者が参加し、校長会との連携を深めながら、取組を継続する必要があると考えています。これで中津川市のこれまでの不登校対策、そしてこれからの不登校対策についての報告を終わります。

小栗市長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、よろしくをお願いします。

田島委員

校内支援センターについて、以前は名前が違いましたよね。また、校内支援センターをどのような形で運営されているのか、例があればお聞きしたいと思います。

花田教育
次長兼学
校教育課
長

以前は「相談室」や「校内適応指導教室」といったような名前でしたが、様々なご意見をいただきながら現在は「校内教育支援センター」、市の方も「市教育支援センター」に名前を変更しております。中身はそれほど変わらないかもしれませんが、校内教育支援センターは特に令和5年度にしっかりと予算を確保して、必要な備品を買い、整備を進めています。

先ほどのご説明のとおり、そこでは不登校対策指導助手という担当者が常駐しており、指導助手を中心として担任や学年主任等の様々な職員が運営に関わりながら、子どもたちの学習支援を中心に行っています。

田島委員

クラスに入らなくても、それは登校したとみなされるのですね。一人付いてくれる先生がいてそこで学習もできるということですか。

花田教育 次長兼学 校教育課 長	今、田島委員がおっしゃったとおりです。目標としているのは教室への復帰で、まずは家庭から学校に、そのあとは校内教育支援センターから教室に、というところを目指しております。校内教育支援センターに来られるようになった児童・生徒が、逆に校内教育支援センターの居心地が良すぎてしまい、教室に向かって行けないことがないように、温かさと厳しさのバランスを考えながら指導に当たれるように、先ほど話があった研修の中でも、そういったことに気を付けるようお願いをしているところです。
田島委員	学校の中に教育支援センターがありますが、学校に来ることができない子どもたちに対して、何か対策をしているか教えてください。
花田教育 次長兼学 校教育課 長	学校に来られないお子さんについては、普段の家庭訪問や保護者との連携を日常的に行っています。すべての学校でやっているわけではありませんが、坂本地区などでは、職員との関わり、接点を持ちたいということから、公民館等の部屋をお借りして支援員を配置し、学校と聞くだけで足が震えてしまうようなお子さんとも接点を持ち、学習支援などを行っていく取組も、試行しながら一部で行っています。
三尾委員	私は立場が異なり、あけぼの教室という校外の教育支援センターに勤めておりますので、あけぼの教室と校内教育支援センターの様子を比較しながら、お話をさせていただきたいと思います。今、教育委員会の方から様々な取組を発表していただいて、本年度は確かに中津川市の不登校について改善されていると実感しています。それは学校というエリアに、少しでも不登校の子が行けているからだとは捉えています。一方で、校内の教育支援センターに行っていた子が、人数が増えてくると少し行きづらくなったり、担当の先生と少し合わなかったり、生徒の姿が時々見えるのが怖い、気になるといことで、学校の中の教育支援センターという行き場に行けない子が、今年6人あけぼの教室に申請しています。現在は2人ないし3人が常時来ていますが、テストは学校で受ける等、学校と連携をとっています。校外の支援センター等の良さは、あけぼのには先生が3人いて、子どもたちが自分に合う先生を選ぶことができることです。例えば、自分の興味、関心があることに共感する先生を選ぶことができます。その点では、校内の教育支援センターと違うところがあるかと思います。そのため、今年度はまだ少しありますが、校内の教育支援センターを第一に、それでも行くことができない時に、校外の支援センターであるあけぼの教室、かやの木教室を選択できるようにしていけたらよいと思っております。

小栗市長

ありがとうございました。

その他、ご意見、ご質問はありますでしょうか。橋本委員お願いします。

橋本委員

母親の立場からすると、子どもは家庭での顔、学校での顔、あけぼの教室等での顔と異なる側面があると思うので、子どもと関わる様々な人たちと情報を共有しながら連携して支えていただけることは大変ありがたいことだと思いました。また、令和6年と令和7年に効果が出ている今の対策は、学校に行けない子の中でも長期の子、短期の子、今後不登校になるかもしれない子など色々いると思いますが、どのタイプの子に特に効果があるなど、そういったことは何か見えてきているのでしょうか。

花田教育
次長兼学
校教育課
長

粘り強く学校は取り組んでいます、やはり働きかけをしてもなかなか学校に足が向かないお子さんもいます。効果ということを考えると、短期や中期的な不登校のお子さんに対しては効果があると思っており、早期的な対応を大事にしているところです。

もう1点、新たな不登校を生まないよう力を入れています。校長会の中で、明日も学校へ行きたくなるような、毎日来たくなるような、魅力ある学校づくりをさらに進めていこうと毎月投げかけをしていますし、それぞれの学校、校長もその思いを強くして取り組んでくれています。子どもが自分たちで学校を作っている意識を高めたり、子どもたちが自分たちで判断する機会を増やしたりと子どもの自治的、自主的な取組を増やすという方向性を持ちながら、魅力ある学校づくりにも取り組み、新たな不登校を生まないという方向性も大事にしています。

小栗市長

その他よろしいでしょうか。

校内支援センターについて、特に不登校については、市民の皆様との対話集会でもよく話をさせていただきます。その中で、現在16校に校内教育支援センターが設置されていますが、不登校の子は十人十色で、部屋から出ることができない子や、校内の教育支援センター、学校には行くことができるが教室には行くことができない、または、あけぼの教室、かやの木教室までは行けるなど、様々なタイプの子がいる中で、すべての子のタイプに合わせてではないかもしれませんが、いろいろな受け入れ先で対応していただいていることは、県内でもそうないと思っており、手厚く対応していただき、大変ありがたく思っております。

先ほど花田課長からも教育委員会の新たな取組の話がありましたが、今年も行われました市内の中学校の生徒会が集まる中学生サミットで私が一番感じたところは、生徒のみなさんも学校に来たくなるような学校づくりを行っているというところ、それぞれ取組は異なりますが、ダンスや合唱を皆で行う等、何か魅力をつくりながら、学校に行きたくなるような雰囲気作りをして、生徒・児童も学校に来られない子に来てもらいたい、不登校を出さない取組をしていただいているととても感じました。このような学校内の取組や協力していただいている関係者の方々の取組があって先ほどの成果が出てきているのではないかと理解をしております。今後の取組もありますが、中津川市の不登校の数が減っていくような取組を、市も教育委員会もまた関係者の皆様と一緒に取組ができたらと思っております。

それでは、1つ目の報告事項については以上とさせていただきます。

続きまして、2つ目の報告になります。「文化スポーツ施設使用料の料金改定について」事務局よりよろしく願いいたします。

渡邊文化
スポーツ
部主幹

「報告事項2 文化スポーツ施設使用料の料金改定について」報告をさせていただきます。

中津川市及び中津川市と合併した各町村では、昭和40年代以降に多くの公共施設を整備し、新市に引き継ぎましたが、老朽化対策などの問題を抱えており、財政負担も莫大なものとなっております。福岡のふれあい文化センターや舞台峠のテニスコートなども用途廃止はしてきましたが、現在でも50余りの施設の貸し出しを行っており、その維持管理費用が5億円強となっております。

このため、利用者の利便性の維持、また持続可能な施設運営を行うためには、維持管理費用の削減とともに、文化・スポーツ施設使用料の改定を行い、後述する利用者の負担見直しを図ることが喫緊の課題となっております。

収支バランスの現状、令和5年度の決算資料をご覧ください。維持管理経費は、公民館及び文化・スポーツ施設の総合計が5億1200万円ほどです。使用料収入分のうち、減免を除いた収入額（B）は3860万円です。公費負担割合は、令和5年度は92.5%でした。

令和6年度の決算資料をご覧ください。同じく維持管理経費（A）の総合計が5億6400万円、収入額は3890万円と収入はほとんど変わりませんが、維持管理経費がおよそ10%アップしている状況です。また、昨今の物価高の影響もあり、今後も維持管理費や公費負担割合の増加が想定されております。

裏面をご覧ください。東濃5市の使用料の現状について、令和7年4月1

日現在の比較表です。こちらは市民を対象とした1時間当たりの使用料の比較のため、中津川市は少々中途半端な数字になっておりますが、午前と午後、夜間などの料金体系があり、1日分の合計を使用時間で割ったものです。公民館を見ていただきますと、60㎡程度に対し、中津川市は132円ですが、多治見市が450円、瑞浪市が225円、恵那市が300円、土岐市が200円となっております。文化施設ホールについては、使用料自体が中津川市は3093円に対し、多治見市は5500円となっております。学校グラウンドについては、照明料が1100円、グラウンドの使用料が中津川市は無料、他の市町村は、恵那市が300円、多治見市が160円、瑞浪市が150円を徴収しております。また、体育館については、中津川市はほぼ他の市と横並びとなっております。ちなみに、昨年もこの表を資料としてつけましたが、令和7年4月1日に多治見市、土岐市は使用料の改定を行っておりますので、昨年の表と比べると使用料が変わっております。また恵那市につきましては、現在12月議会の開会中に審議をしており、令和8年4月1日から使用料の改定予定となっております。ちなみに、議案の内容を見ると、恵那市は公民館が300円から450円、文化施設が1日当たり6200円、学校グラウンド、体育館については300円から400円に上がる予定となっております。

次の4、文化・スポーツ施設使用料改定の考え方(案)をご説明いたします。

平成17年の合併以降、公民館及び文化・スポーツ施設など同種の施設間で不均衡となっていた使用料を、1㎡当たりかつ1時間単位で設定する基準単価で統一します。また、施設の利便性の維持や継続的な運営ができるよう維持管理経費の負担割合を見直し、令和6年度の93.1%からの削減を行いたいと思っております。また、近隣自治体の使用料も参考に、同種の施設間同士の施設使用料を比較してバランスの調整を図りたいと思っております。

現在、この上記の案に基づいて、作業を進めている最中であり、改定後の使用料の状況をお伝えすることができませんが、改定案がまとまりましたら教育委員会等で皆様にお示しするとともに、住民の方々、利用者の説明会等により、しっかりと説明を行いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、報告事項の説明を終わります。

小栗市長

ありがとうございました。

それでは2つ目の報告事項につきまして、ご意見、ご質問ある方よろしくお願いをいたします。山本委員お願いいたします。

山本委員 資料の4の2で、維持管理経費の負担割合を令和6年度の93.1%から見直すとのことですが、具体的にはどのぐらいの負担割合が適正とお考えでしょうか。

渡邊文化スポーツ部主幹 何%が適正かは、部内で協議をしている最中です。令和6年度の公費負担割合を見ますと、公民館は97.8%、文化施設は87%と偏りがあります。これが正しいかどうか踏まえて、総合的に判断をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

山本委員 予測は難しいと思いますが、使用料を上げた場合、利用者にとのどのぐらい利用を控える影響が出てくるのか、何か検討されていることはございますか。

渡邊文化スポーツ部主幹 このことについても、まだ十分に議論されている状況ではありませんが、先ほども説明しましたように、区分単位での施設の使用が主になっており、1時間の使用であっても4時間分の使用料を徴収しているような現状があります。例えばそれを1時間当たりにすることで、空きの時間が増え、今まで利用できなかった方が利用しやすくなります。くわえて、昨年から公共施設の予約システムでネット予約が可能になりました。これにより、一つの施設で予約ができなくても、空いている他の施設を確認して希望の時間で、予約することができるようになり、利用者呼び込むような対策を取っていることなども併せて、検討していきます。

山本委員 意見になりますが、公営の施設は収支が均衡するものではないと思いますので、できるだけ利用することに対して抑制的に働かないよう、ご配慮いただければと思います。

小栗市長 はい、ありがとうございます。
その他よろしいでしょうか。三尾委員お願いします。

三尾委員 公民館にしても学校の体育館にしても、できたばかりは壊れるところも少ないですが、時が経てば修繕箇所が次から次へと出てきて、維持管理費の増加は間違いないです。一方で利用者数は、スポーツに通じている人たちの減少や公民館での文化活動に通じている人の減少が影響すると思いますので、維持管理費は増え、個々からの使用料は減ることになります。すると当然、

その建物を維持管理していくために、公費からの出費が必要となり、よく考えていかなければいけないことだと思いたしますがいかがでしょうか。

渡邊文化
スポーツ
部主幹

おっしゃったことは大切なことで非常に悩みが多いところです。利用者を増やし、利便性をアップさせることが大きな目的の1つであり、社会教育法やスポーツ推進計画等に定められています。皆さんが使いやすく、身近なところで使用できる施設など総合的に考えながら、負担していただくべきものは負担していただくという考えに基づいて行いたいと思っております。

また三尾委員が先ほどお話をされましたが、古いところについては、メンテナンスの費用が多くかかります。新しいところや多いところなどカテゴリーごとで括り、古くて廃止寸前であっても、新しくして整備しなくてはならないところにはお金をかけて直さなくてはいけないと思っております。

橋本委員

先ほど説明がありましたが、料金改定はただ高くするだけではなく、時間単位で区切ることや合理的に利用して収入を上げることも目的だと聞いて少し安心しました。私も山本委員と同じでたくさん利用する立場にありますので、できるだけ利用しやすい金額で、「利用料が高いので利用を控えようか」ということにならないといいと思っております。

また、他市からの申し込みもシステムでできるようになったので、減免等も勘案しながら市民や子どもにとっては使いやすく、収入はしっかり取れるという上手なアイデアを出していただけるとありがたいと思います。

田島委員

今日答えとして聞くことはできないかもしれませんが、福岡ふれあい文化センター、舞台岬のテニスコート、弓道場等、様々な施設を停止していましたが、今後そのような計画はありますか。

渡邊文化
スポーツ
部主幹

どのような形の施設が必要かは、マスタープランのプロジェクトチームや部内で順番に整理しながら、検討していきますので、よろしくお願いします。

小栗市長

こちらは私から補足させていただきます。

冒頭の話にもありましたように、市内には50を超える大変多くの施設があり、合併をしたことが大きいと捉えております。維持管理費だけで毎年5億円近くかかっており、本来はマスタープランを合併の時に立ち上げて、10年である程度数を減らしていくという計画のところなかなか減っていないのが現状で、料金改定もやらなければなりません。例えば、同じ公民館でも場所によって金額が違うことがあるため、そのような不公平がないよう市

民の皆さんが公平に使えるような料金プランを作っていくことと、マスタープランにのっとりながら、中津川市の財政の話にはなりますが、ある程度数を淘汰していくことも必ず必要になってきます。そこは市としても進めていかなければならないところではないかと思っております。

その他よろしいでしょうか。

それでは、報告事項の2については以上とさせていただきます。

続きまして、協議事項に入ります。次第4. 協議事項の1つ目「放課後児童クラブ（学童）の現状と課題について」を協議させていただきます。説明を事務局よりよろしくお願いいたします。

伊藤教育
委員会事務
局主幹

協議事項1「放課後児童クラブ（学童）の現状と課題について」を資料に沿ってご説明いたします。

背景の1つ目、放課後児童クラブの概要です。

①放課後児童クラブとは、学校の放課後及び学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全育成や安全の確保を図るとともに、子育て家庭の保護者が安心して働ける環境をつくることを目的として運営されています。

②法に関することです。児童福祉法では、「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」と規定されております。子ども・子育て支援法では、市町村が地域のニーズ調査等に基づく量の見込みや提供体制の確保等について市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込み、それを実施することとされております。

③中津川市における計画として、令和7年3月に「こどもたちの笑顔を育みワクワクする未来へ進み続けるなかつがわ」を基本理念に掲げた「第一期中津川市こども計画」を策定しております。

3ページは、本計画の抜粋です。1つ目が、ニーズの高まりというところで、放課後に過ごしている場所は、「放課後児童クラブ（学童）」が19.3%で前回の調査と比較すると、4.1ポイント増加しております。放課後児童クラブを利用している方に希望することを聞いてみると、「利用料を安くする」が40.5%と最も高く、次いで「施設の整備を改善する」が28.5%となっております。また保護者に、小学校4年生以降の児童の放課後の過ごし方について望むことを聞いてみると、「放課後児童クラブを利用したい」が79.5%と最も高く、「6年生まで利用したい」が63.6%となっております。

子どもの放課後の安全な過ごし方として一定の役割を担っている放課後児童クラブについては、保護者のニーズを反映していくとともに、よりよい事業の内容への改善や環境、運営の整備について協議していく必要があります。クラブの今後の方向性として、保護者会の運営支援、利用希望調査を行い、その動向を見ながら、クラブの改修や増設等を計画的に行います。

支援員の増加については、補助金等を活用してクラブへの打診を図ります。また、支援員の処遇改善にも努めます。

背景の2つ目は、放課後児童健全育成事業です。中津川市においては、平成26年に「中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及びこの実施要綱について定めております。その内容を施設の要件や支援員の要件、あるいは開所時間を表にまとめております。

背景の3つ目は、中津川市の放課後児童クラブの経緯です。中津川市における放課後児童クラブの成り立ちは、表1のとおり昭和63年に東南学童保育所として父母会が民家を借用し、運営する民設民営の形で始まっております。その後、同形態で各小学校区へ広がりながら補助金等を活用し、規模も拡大しながら放課後の子どもたちの生活の場として定着しております。また、近年では新福岡小学校の新設新築に伴い、放課後児童クラブの運営スペースも校舎内に確保し、さらには旧西幼稚園、旧中津川幼稚園の園舎を再活用し、学校施設内に安全で安心な放課後児童クラブ運営スペースが確保できております。

2つ目の現状は、中津川市の放課後児童クラブ運営事業です。

①運営について、中津川市におきましては公設民営の考えのもと、市が各放課後児童クラブの保護者会に運営を委託しています。苗木学童につきましては、一般社団法人たつの子に委託をしております。現在では16学校区中に、26単位の通常クラブと季節学童クラブを運営しております。

ここで、一般社団法人たつの子についてご紹介いたします。一般社団法人たつの子は、令和6年4月1日に設立されました。3つの学童を父母会が運営する中、保護者会支援員の事務負担低減、支援員が保育に集中できる環境や育成などの課題をもとに、公平に運営ができるよう運営委員会が創設され、学童を統一することで運営が安定するようになりました。さらに法人化したことで、保護者や支援員の負担も軽減され運営が安定し、持続性が高まり雇用面でも社会的立場が向上し、職員募集にも有効な状況になったと伺っております。

もう1点、東濃管内の4市の運営状況をご紹介いたします。多治見市は公設民営で13クラブあり、主に空き教室を利用してNPO法人や株式会社に委託しております。土岐市は公設公営で8クラブあり、空き教室を利用し市

の単独事業で行っております。瑞浪市は民設民営で7クラブあり、空き教室や民家を利用して、法人や保護者会に委託しています。恵那市は、公設民営で22クラブと1季節クラブがあり、旧介護支援センターや近隣施設などを利用して、保護者会に委託しています。

②保護者会について、保護者会の放課後児童クラブの運営は、子どもたちのクラブでの過ごし方やルール・行事の計画・保育料の金額や使い方などを決めるとともに、子どもたちを預かっていただく支援員を雇用する主体になります。

③クラブの運営費について、放課後児童クラブの運営費は保護者が支払う保育料と、市から支払われる委託料で構成されます。下の図を参考にしてください。

④中津川市の現在の放課後児童クラブの一覧です。表の左からクラブ名、施設の場所、地域、クラブの定員、児童数、支援員数をまとめています。資料にはありませんが、現在の放課後児童クラブにおける主な子どもたちの過ごし方をご紹介します。平日は、小学校下校後に1時間ほどの宿題や自由遊び等を行い、おやつの時間を設け、そのあとは集団や個人で遊びます。その後17時半頃には片付けや掃除などを行い、お迎えを待って18時半頃には終了となります。また長期休暇中の活動は、朝8時半から10時頃までは、学習の時間です。その後、昼食までは集団や個人で遊び、昼食後15時頃までは遊びの時間で、夏はプールや水遊びなども行います。15時におやつの時間を挟みながら、その後は昼寝や読書など、静かに過ごす時間もあります。17時頃にお迎えを待ち終了となります。職員体制も長時間に対応するため、パートやアルバイトを増員しながら対応されております。いずれの過ごし方でも、高学年が低学年のリーダーになるなど、支援員の助けにもなっているようです。

課題の1つ目、施設的环境についてです。施設環境面での課題として、老朽化等による施設改修を必要とする施設が多くあり、施設の広さ、冷暖房設備、安全対策など、環境に格差が生じており、安全で安心な環境で運営できる施設の確保が課題となっております。その中でも、①の坂本地区、位置図をご覧ください。位置図の右上が美乃坂本駅です。坂本地区の青空学童くらぶ星組と虹組、ひかり学童クラブすいせいとりゅうせいにおいては、それぞれ個人所有の建物を借家して運営しております。いずれも小学校に近い立地ですが、目の前が一車線道路でクラブへの出入りは常に危険が伴う環境にあり、交通安全への配慮が付き添う職員の大きな負担となっております。

2つ目は苗木地区です。位置図については12ページをご覧ください。苗木地区は3つのクラブがそれぞれ離れた場所に点在し、すみれ組は小学校校

舎内、すいしょう組とさくら組は中学校の奥にあります。施設間の移動距離が子どもたちの活動や運用面で職員の負担となっています。中でもさくら組の建物は平成8年から運営しているプレハブで、老朽化が顕著な状況になっております。これらの施設面での課題の解決については、各小学校の空き教室や空きスペースの活用、さらには、現施設の改修、増改築、新築なども含め、計画的に改善を検討していきます。

課題の2つ目、運営についてです。中津川市の放課後児童クラブの運営は、放課後児童クラブを利用する子どもの保護者で構成する保護者会等に委託する形で運営をしております。主な役割と業務については、中央の表に記載しております。

①保護者会の役員負担軽減です。保護者会の役員はそれぞれ本業を持ちながら、会の運営、放課後児童クラブの職員管理、事務処理や会計経理事務等を担うことが過度な負担となっております。

②支援員等の職員不足です。各学童クラブは、運営に必要な職員を確保する必要があり、多くのクラブでは最低限の人員を確保する中でやり繰りしながら日々運営しています。また、運営の継続にあたり新たな職員の確保が必要であり、あらゆる手段で募集を行っておりますが、応募が少なく十分な確保には至っていません。

運営課題の解決に向けて、事務的負担の軽減においては、出納管理や労務管理、各帳簿などが作成できるシステムの導入やクラブと保護者との連絡に役立つシステムの導入等、IT化も促進し、事務的作業の軽減を図ります。また、会計処理を税理士に委託するなどの軽減も提案していきます。さらに、各クラブで共通的に作成する様式等は、市がフォーマットを提供する等、事務的な負担軽減を図り効率化を進めます。

支援員等の職員確保は各クラブの保護者会や支援員が中心となって行っています。支援員の確保は、子どもたちの安心・安全の確保や預かり時間の延長等サービスの充実にも繋がり、保護者のニーズにも応えることができるようになるため、市としてもクラブ活動の魅力発信や募集広報活動を積極的に行います。また、人材派遣などの仕組みも提案しながら、あらゆる手段の活用を検討し、保護者会と共に確保に努めます。

その他として、事業の継続性、安定化については、法人化の検討や民間業者の参入なども検討していく必要があります。

以上で資料の説明を終わります。

小栗市長

はい、ありがとうございました。

それではただ今の協議事項につきまして、ご意見等がありましたらよろし

	くお願いいたします。田島委員お願いします。
田島委員	課題の一つとして職員の確保がとても難しいことが挙がっていますが、職員にならない理由について分析はしてらっしゃいますか。人材不足ではなくて、学童職員にならない理由の特徴があれば教えてください。
伊藤教育委員会事務局主幹	すべてを精査をして、取りまとめはできておりません。
田島委員	それは大変残念なことで、課題解決のために重要なことだと思いますので、理由をしっかりと出して改善し、1人でも多くの方に職員として来ていただけるように努力をしていただきたいと思います。
小栗市長	はい、ありがとうございます。その他ご意見、ご質問ありますでしょうか。三尾委員お願いします。
三尾委員	東京や大阪等の大きい都市では、待機児童といいますが学童にさえも入れない状況のところもあると聞いています。中津川市では今のところ、希望すれば最寄りの学童へ入ることができる状況ですか。
伊藤教育委員会事務局主幹	現時点では、それぞれの学童で工夫をしていただく中で、待機児童は発生しておりません。
三尾委員	今日の資料を拝見して、学童というのは難しいものだとつくづく感じました。その中でも、子ども、親にとって、皆にとって大事なことは、子どもを預かっている間、いかに安全に過ごさせるかです。例えば、ハード面では坂本地区のクラブの出入りの際に道路を横切る所があり、交通安全に付き添う職員がやや不足していることや、ソフト面では職員数の不足により1人の職員が大勢の児童の面倒を見る必要があり、けがや事故が起こる可能性が考えられます。今のところ、子どもの安全、安心に関わる事案は起きていませんか。
伊藤教育委員会事務局主幹	交通事故等は伺っておりません。対策として一部ではありますが、道路にグリーンの塗装をしていただいていると伺っております。

三尾委員	安心、安全においては、費用を惜しまず、事前に防止策を講じていかなければいけないと思いました。
小栗市長	その他、ご意見ありますでしょうか。田島委員、お願いします。
田島委員	坂本地区には学童が7ヶ所ありますが、ここはそれぞれ事務処理をされているのでしょうか。全部まとめて行っていますか。
伊藤教育 委員会事 務局主幹	それぞれです。
三尾委員	保護者の方々がやっていらっしゃるということですね。 りゅうせいやすいせい、虹組等いくつか学童クラブがある中で、例えば、りゅうせいに行きたいと希望して入ることができるのでしょうか。それとも人数を考慮して、割り振りをしていくのですか。
伊藤教育 委員会事 務局主幹	学童クラブがそれぞれ募集を行っておりますので、そこにあった形で入ることができます。
小栗市長	先ほどの答弁と異なるかもしれませんが、例えば坂本地区では、希望の学童クラブが満員で、他の学童クラブにというケースはあると思います。
山本委員	意見になりますが、この14ページの「課題の解決に向けて」について、事務負担の軽減とありますが、これは実際に学童にお世話になった身として非常に痛切に感じるところです。会計を主に妻が、私は補助でやりましたが、事務仕事を職業にしている者でもかなり大変でした。役員決めの際もなかなか役員が決まらず非常に困ったことがあり、事務的な部分を集約して、集中的にやってもらう仕組みができればよろしいかと思えます。 また、支援員の確保の問題ですが、保護者会でチラシを作って置いたり、支援員のつてを頼ってお願いをしたりという方法しかなかったので、市の方で支援していただけることは、ありがたい仕組みだと思えます。
小栗市長	はい、ありがとうございます。よろしいですか、岩久教育長お願いします。
岩久教育 長	貴重なご意見等を頂戴し、ありがとうございます。担当からご説明させていただいたように、放課後児童クラブは根拠法令が児童福祉法であり、福祉

行政が担うべき事業です。例えば、学校教育法や教育基本法のような、教育行政を基本とする法令とは別物です。本来福祉にあるべきものを今年度から教育委員会に持ってきたことには、大きな意味や意義があると思っています。子どもの居場所は大きく分けて3つです。家庭、学校、学童です。最大値の坂本地区では、300名近い児童が学童で過ごし、1つの学校並みです。課題となっている、安心安全の確保や少子化が進む中で学童の継続性をどう担保するか、さらに、支援員をどのように確保するかについて、教育委員会が教育施策を通じて有するノウハウを生かせるのではないかと思います。具体的には、例えば小中学校で勤務していた職員に、退職後、学童で支援員になっていただいたり、学童をサポートするような立場の職を教育委員会に設けて、巡回指導でサポートしたり、また先ほど山本委員さんからご意見を頂戴しましたが、事務の部分でも、こちらが様々なサポートをすることが今後できるのではないかと思います。あえて福祉から教育に移管したストロングポイントをぜひ生かしていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

小栗市長

ありがとうございます。その他よろしいですか。

最後に私の方から、14ページの運営課題の解決についての「その他」について、先ほど山本委員から話がありましたし、対話集会で学童の皆さんと話をする中でも、いろんな課題が見えてきます。その中の1つが、運営する側の保護者の負担で、一番の負担は会計です。普段、多くのお金が集まってくるので、その責任や管理が非常に負担になっています。そのため、預けない、預けられないという声も聞こえてくるのが実際にあります。そういった中で中津川市の場合は、苗木地区で法人化をして、運営の効率化を図っているという事例もあります。先ほど多治見市の話もありましたが、1つの法人にいくつもの学童が事務を含めてお願いをするというケースもありますので、今後は運営スタイルを検討しながら取り組んでいかなければならないと思います。また、市も教育委員会と共に、サポートしていきたいと思えます。

それでは2つ目の協議事項に入ります。「美術展開催事業について」を事務局からお願いいたします。

中尾文化
スポーツ
部次長兼
文化課長

それでは「美術展開催事業について」ご説明いたします。

当事業は、郷土の偉人である画家の方々を顕彰するための事業や創作活動に取り組む市民の方々が、文化芸術に気軽にご参加いただき、活動成果を発表していただく場の創出をする取組を行っております。

この事業の主な取組として、2ページから5ページで3年に1度開催している中津川市民展について、それから郷土の偉人顕彰事業として、3年に1度開催している前田青邨記念大賞と、熊谷守一大賞展についてご説明いたします。その他、6ページ、7ページで、令和7年度から進めている新たな顕彰事業の取組をご説明いたします。

中津川市民展の開催についてご説明をいたします。事業の目的は、創作活動に取り組む市民の方々が、その創作意欲を高め、文化活動が行えるように、その他、気軽に作品を出品していただき、活動成果を発表できる場の創出をすることです。令和7年度の実績は記載のとおりで、11月に開催した際は、1088名の方に訪れていただきました。効果や課題につきましては、第69回から彫刻部門を自由表現に改めたことにより、幅広いジャンルの応募が可能になり、学生の参加、主に高校生の参加が増加しているため、今後も力を入れて取り組んでいきたいと考えております。なお昨年度までは、にぎわいプラザの5階を会場としていましたが、利用できなくなったため、令和7年度から中央公民館の2階の各部屋を使って、展示をさせていただきましたが、展示の準備に時間と労力がかかったため、今後、効率化を図ることが課題となっています。

前田青邨記念大賞についてご説明いたします。こちらの事業目的は、前田青邨画伯の功績を顕彰し、日本画の創作活動の奨励や地域文化の高揚を目的に平成14年度から開催しています。令和7年度の実績は記載のとおりで、令和7年度に開催した際は703名の方に訪れていただきました。効果としては、優れた芸術作品を鑑賞していただく機会を創出できたこと、情報発信を工夫し、専門誌に掲載していただいたことにより、前回と比べて出品数が増加したことです。課題については、作品数や入選作品への減少傾向が続いていること、出品者の高齢化が進んでいること、それから若年層への効果が薄れてきていることが挙げられます。その他、市民の方の参加率が3.8%と非常に低い状況になっております。

熊谷守一大賞展について説明いたします。こちらの事業目的も前田青邨記念大賞と同様、郷土が生んだ熊谷守一画伯の偉業を顕彰することです。こちらでも3年に1度開催し、熊谷守一大賞展につきましては令和6年度に開催しています。実績については記載のとおりで、期間中に520名の方に訪れていただきました。また、効果、課題についても前田青邨大賞展と同じ傾向です。そして、こちらでも市民参加率が3.6%と非常に低い状況です。補足で、過去5回の市民の参加数を集計しました。前田青邨大賞展については、多いときに8名、少ないときに3名で、出品数の母数が違うため過去5回の平均値を取ると、市民の参加率は3.6%でした。熊谷守一大賞展についても同

様に集計し、多いときに16名、少ないときに5名で、市民参加率の平均は4%となっています。

続きまして、5ページをご覧ください。全国絵画公募展の有識者の意見や他の地域の同様の展示会について調査し、掲載しております。全国絵画公募展に大きな課題を抱える中、愛知県、岐阜県美術館の元館長や、絵画展の審査員の方、岐阜県美術館などの有識者の方にご意見を伺いました。有識者の方によると、作品減少傾向については全国的にも同様の傾向がみられ、主な原因として、絵画を描く40歳以下の若年層の減少と60歳以上の主要世代の引退が挙げられるそうです。また、絵のデジタル化などによる絵画の表現の複雑多様化、インターネット、SNS等による美術活動の活発化などが原因として考えられるとご意見をいただきました。今後どのように課題に取り組んでいく必要があるか相談させていただき、全国絵画公募展での顕彰事業は、今現在、節目の時期に来ているのではないか、新たな顕彰事業を見直していく必要があるのではないか、全国的にも絵画公募展を休止、廃止する事例が多く見られており、仮に絵画公募展を継続する場合は、賞金の金額を例えば1000万円以上の規模に増額したり、現在の審査員の総入替えをして、著名な方へ交代したりなど、格式ある公募展にする必要があるのではないかと、現在のやり方では応募数の増加は厳しい状態であるといったご意見もいただきました。

他地域の廃止、休止の状況も記載しました。新人画家の登竜門とされている安井賞につきましても、その使命を達成したということで、平成9年の第40回で廃止されています。その他、中津川市と同類の事例としては、飛騨市で行われている飛騨高山臥龍桜日本画大賞展が、令和3年度の第28回を最後に廃止、青木繁記念大賞ビエンナーレは2年に1回開催されていましたが、令和5年度に廃止、清須市はるひ絵画トリエンナーレも令和3年度に休止をされる等の状況です。

こういった課題を抱えるなか、我々文化課では、令和7年度に新たな顕彰事業ということで取り組みましたのでご説明いたします。美術展開催事業の全体的な共通課題として、本格的に美術に携わる方やその分野に興味を持っている方だけではなく、より多くの市民の方や特に子どもたちに美術や芸術に親しんでいただくことを盛り上げていけないかと考え、今年度、前田青邨記念大賞、偉人の顕彰に加えて、一流の絵画や最新の技術を活用したデジタルアートなど、幅広い美術、芸術に触れてもらう機会の創出が必要と考えました。令和7年度は10月に六斎市と合わせて、前田青邨の本画展と子ども向け美術ワークショップを、教育総務課の力を借りながら、新たに企画、実施をしました。子ども向け美術ワークショップについては、3つ開催し、生

成AIを活用した最新アート体験は参加者が150名、ぬり絵、絵はがきづくりは参加者が153名、おめんづくりは参加者が150名でした。前田青邨の本画展につきましては、期間中184名の入場者がありました。

子ども向け美術ワークショップの詳細を報告させていただきます。まず、参加者のアンケート結果は記載の通りで、割合は0歳から5歳が18%、6歳から10歳が34%、11歳から15歳が8%、合計で60%、親世代については、30代が15%、40代が18%、合計33%で、子ども、親世代の参加者がほぼ9割強を占めていました。この結果から、子どもと一緒に親世代の方が今回のワークショップに参加していただけたということが分かりました。

続きまして、参加者の方の感想の要旨についてです。AIについて学び、挑戦する機会があることがとても貴重であり、デジタル絵画が身近なものであると気づいた、絵が描けなくても絵画表現ができ、自分の考えや夢を人に伝えることができることが非常に良かったといった意見がありました。ぬり絵、おめんづくりのワークショップでは、ぬり絵のポイント解説やシールや色紙などの種類が豊富で、ワクワクしながら子どもも親も夢中になって体験ができた、小さな子どもから大人まで楽しめて、親子が交流しながら楽しく美術・芸術に触れられたといったご意見もいただきました。その他、全体的な感想として、参加した子どもは大喜びで、親も夢中になって楽しむことができ、美術・芸術に触れるきっかけとなったので、家でもやってみたい、また同じような機会をつくって欲しく、機会があったらまたぜひ参加をしたいというご意見もいただきました。これらの意見から、今回新規で開催したワークショップですが、我々が考えている問題や課題を解決する糸口になったのではないかと考えております。今後も工夫を凝らしながら、様々な取組を企画、実施していくことが重要だと考えております。以上で説明を終わります。

小栗市長

はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの協議事項につきまして、ご意見、ご質問ありましたらよろしく願いいたします。

三尾委員

お話をお伺いして、①中津川市民展についてはいい形になったという印象を受けました。今の時代、表現が自由になってきているので、絵画や彫刻等、より自由な表現活動を市民に展示できるような工夫があると、もっと面白くなるのではないかと思います。加えて、AIによるデジタル表現など、中学生はとても上手にデジタルで絵画などを仕上げますし、ファッションデザインにも子どもたちは興味があり、大人の方や高齢者の方は小物づくりなど

にも興味があり、もっともっと市民展のこの枠を広げていくと最後のワークショップにも繋がる展覧会になるのではないかと感じました。

それに比べて②と③については、私は付知に住んでいるので、熊谷守一展ができた当時は、付知出身ということで付知の中で熊谷守一さんをアピールすべきイベントではないかと非常に盛り上がっていました。ですが、統合して中津川市となった時点で、両方とも著名な画家ではありますが、油絵に興味関心があったり、油絵の作品を作っていたり、日本画で作品を作っている方にとっては、非常に興味のある展覧会であり、登竜門と呼んでもいいと思いますが、市民全体を見渡した場合、熊谷守一展がどのように市民に必然的な共感と言いますか、興味を抱かせるものかを考えると、時代の流れとともに60代以降の絵を描く方が引退していく中で、油絵、日本画に特化した展示は、これからの課題になるのではないかなと思います。はっきり言うと、別のものに変えるなら変える、やめるならやめるという決断の時期が迫っていると私は思いました。恐らく作った方々は大変ショックなことだとは思いますが、市民参加率が3%という数字を見ると、このような印象を受けました。

田島委員

今三尾委員の話聞きまして、②、③の件についてですが、1つの展示、記念大賞に930万円ずつ必要であることに対して、市民の参加率が4%に満たないこと、もう1点驚きましたが、中津高校の同窓会で前田青邨の絵を展示すると話をしたところ、前田青邨にピンとくる人がとても少なく、非常にショックを受けました。ですが、島崎藤村記念文芸祭というものがありまして、島崎藤村も文学について顕彰すべき方であり、ここ2年ほどとても参加率が上がって150%になったと聞いています。これはなぜかというところ、ある俳句の達人のような俳句を愛している方が学校を回って子どもたちに俳句を教え、教わった子たちが嬉しくてエントリーした、そのおかげで今150%ほどのエントリー率になってきているということは、子どもたちが自分たちの力をそこに出せる場所を作ったということです。ところが残念ながら、島崎藤村記念文芸祭の大賞は、ある企業の寄付が賞品になっています。前田青邨記念大賞、熊谷守一大賞展どちらも市民、中津川市の子どもたちの参加、そして子どもたちの表現力を豊かにするということを考えていくと1回930万円を使うよりも、学校に向けて指導をしながら子どもたちの興味を煽るような形に変えて、中津川市の子どもたちが伸びるように図っていったらどうかと思いました。以上です。

小栗市長	<p>ありがとうございます。先ほどの企業からいただいた寄付金という話は、基金が積んであり、直接島崎藤村記念文芸祭の賞品に使われているものではないとご理解いただければと思います。</p> <p>その他ございますか、橋本委員お願いします。</p>
橋本委員	<p>先ほどの三尾委員からの問いかけへの私なりの考えですが、熊谷守一大賞展と前田青邨記念大賞については、長い歴史があり、歴史や文化を守ることが大切ですが時代とともに変化することも大切で、この2点については、時代とともに変化したほうがよいのではないかと考えました。芸術に親しむ、挑戦するということについては、今年新しく行ったワークショップで、十分今の時代に合った形で実現できると思うので、この2点は新しい形に変化していくのがよいのではないかと考えました。</p>
小栗市長	<p>ありがとうございます。</p> <p>先ほど田島委員からもお話いただきました藤村文芸祭について、おっしゃるとおり市内の子どもたちのエントリーが、参加率が上昇した要因としてある中で、俳句のような入りやすいものに対して、前田青邨記念大賞や熊谷守一大賞展などは日本画や洋画というのはハードルが高くなってしまい、どちらかというと、市民展への参加にという形なのかと思います。担当から話がありましたが、市民展も第69回目から彫刻を自由表現部門にしたことで、学生、特に学校の美術部の生徒がエントリーしやすくなったことと、併せて市民展の自由作品のエントリーの中には学生による生成AIを使った作品があったので、裾野を広げて応募しやすくなるような取組も、市民展では引き続き必要になってくるのではないかと思います。</p> <p>皆様からご意見いただいた前田青邨記念大賞、熊谷守一大賞展については、現状を踏まえて今後の進め方を検討していかなければならないと思います。もともとこれらを始めたときは市民を対象にしていたかということも含めて、市民向けよりも広く中津川市の偉人を称えながら広く全国から応募を募ろうと、ひいては中津川市を知っていただくというような目的もあったのではないかと思います。その目的がなかなか達成しづらくなっていることから、今一度見直しをするところではないかと思いますし、もし工夫が必要であれば、できる範囲内で効果があることをできるように検討できればと考えております。</p> <p>それでは2つ目の協議事項は以上とさせていただきます。それでは最後の「その他」について、委員の皆様方から、何かご意見、ご質問ございますか。</p>

田島委員 今日お話をした件はとても大切なことですが、今SNSに関する話題がとても重要視されています。発展途上の子どもたちの脳への影響が科学的に立証されてきたということもあり、愛知県の市でSNSの視聴時間に関する条例を作り、できるだけ子どもたちを守っていこうと取り組んでいるところもあります。中津川市でも子どもたちに対して、今PTAの方々や心ある方々は講演会を開いたり、勉強会を開いたり、かなり突っ込んで頑張っておられると思います。もちろん教育畑だけではなくて、全市的に学んで、子どもたちや親御さんたちにもたくさんの影響があることですので、手当をしていかなければいけない時代になったのではないかと考えております。以上です。

小栗市長 今回のSNSについての話ですが、中津川市は条例で使用制限を定めるつもりはありません。先般、市P連の役員の方々と対話集会をさせていただいた際にも話が上がりましたが、それぞれの学校で様々な取組をいただいています。一番感じているのは保護者の方で、どうすべきか模索しながら、学校、教育委員会と連携を取りながら、子どものSNS利用、ゲームなども含めたスマホの視聴時間に対して頭を悩ませながら、今取り組んでいただいていると思います。教育委員会を通しながらしっかりと横の連携が取れていると思いますし、市P連の皆さんも本当に真剣に考えて前向きに取り組んでいただいているので、良い取組があれば情報共有ができれば良いと思っております。

岩久教育委員長 貴重なご示唆ありがとうございます。教育委員会が直近で大きな課題としてとらえていることの1つです。今日報告させていただいた不登校対策、体力運動能力の向上、そしてセルフコントロールする力をどのように子どもたちに育むかです。この3つの中身は、画面視聴時間が長過ぎるという現状があります。私も市P連代表の方、校長会の代表、教育委員会代表が年2回ほど集まって情報共有を行い、一緒に取り組むべきことを洗い出しています。学校もそれぞれの子どもの発達段階に応じて、家庭で学ぶ時間よりも遥かに液晶画面見ている時間が長いような生活にならないコントロールする力を育むための指導を工夫しているところです。子どもたちの中で急性内斜視が増えているという話もあり、心配をしています。手立てを講じて対策を進めていきたいと思っておりますので、また報告をさせていただきます。

小栗市長 それでは、以上で「その他」を終了させていただきます。
本日予定しました日程は、これにて終了させていただきます。
これをもちまして、令和7年度第1回中津川市総合教育会議を閉会させて

いただきます。本日は、どうもありがとうございました。

閉会 （ 午後 17 時 15 分 ）

上記の会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

〔署名欄〕
